

～ 育児休業に伴う代替職員の募集について ～

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第7条第1項の規定に基づく任期付採用職員の募集

会計検査院では、職員が育児休業を取得している間の代替職員の募集を行います。
募集内容及び応募要領は以下のとおりです。

1. 業務内容

会計検査院における係員級職員として、一般的な庶務業務（パソコンによる文書の作成、データの入力、書類の整理、電話対応、来客の接遇、その他職員の業務に対する補助）や検査業務の補助に従事

2. 募集人員

若干名

3. 応募資格

高卒以上又はそれと同等以上の学力を有する方

※以下に該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

1. 日本国籍を有しない者
2. 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
3. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 採用形態

育児休業法等に基づき、常勤の国家公務員として採用

5. 任用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（予定）

6. 勤務条件等

- (1) 勤務地：会計検査院（東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館）
- (2) 給与月額：187千円～（地域手当等を含む。学歴、職歴等を考慮し決定。法令等に基づき支給。）
- (3) 諸手当：通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等（法令等に基づき支給。）
- (4) 勤務日：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）
- (5) 勤務時間：原則、次のA、B、C、D及びEのいずれか（原則として本院で指定させていただきます。）
 - A：8時30分から17時15分
 - B：8時45分から17時30分
 - C：9時00分から17時45分
 - D：9時15分から18時00分
 - E：9時30分から18時15分※（A、B、C、D、Eともに休憩時間12時～13時）
- (6) 休暇：年次休暇、特別休暇等あり
- (7) 服務：国家公務員法に定める服務規定の適用あり
- (8) 社会保険：法令に基づき、国家公務員共済組合、厚生年金保険に加入

7. 応募要領

- (1) 応募方法：次の①～③の応募書類各1通を下記の送付先まで原則メールにて送付してください。
 - ※メールによる書類の送付に当たっては、件名を「(育休代替職員応募書類) 氏名」としてください。
 - ※メールによる送付が困難な場合には、郵送により送付してください。郵送による書類の送付に当たっては、封筒に「育休代替職員応募書類在中」と朱書きしてください。
 - ①履歴書（様式自由、写真貼付、電話番号及びメールアドレス記載）
 - ②職務経歴書（様式自由）
 - ③作文
- (2) 作文の題目：『これまでの職場等での集団生活において、うまくいかなかった事例を挙げ、その状況を打開するためにあなたが工夫したことや、その経験を経て得たものを記述してください。』
 - ※様式は自由といたします。字数は800字程度で記述してください。
- (3) 応募期間：令和5年1月5日(木)まで 応募書類必着
- (4) 選考方法：一次選考（書類審査及び作文審査）、二次選考（面接審査）

書類審査の結果、二次選考を行うこととなった方のみ、面接試験の日時・場所等をご連絡いたします。

(5)その他：応募書類についての秘密は厳守いたします。

応募書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。

また、採用された方には、原則として各自で健康診断を受診し、その結果を提出していただきます。

＝応募書類送付先＝

〒100-8941

東京都千代田区霞が関3-2-2

会計検査院事務総長官房

人事課人事係 あて

E-Mail recruit@jbaudit.go.jp

＝問い合わせ先＝

会計検査院

うえの のだ

事務総長官房人事課 上野、野田

電話 03-3581-8122 (直)

E-Mail recruit@jbaudit.go.jp